

検疫法施行令

昭和26年12月14日政令第377号

改正：令和 2年 1月28日政令第12号（検疫法施行令の一部を改正する政令）

改正前	改正後
-本則-	
施行日：令和 2年 2月 1日	
<p>(政令で定める検疫感染症)</p> <p>第一条 検疫法（以下「法」という。）第二条第三号の政令で定める感染症は、ジカウイルス感染症 ◆追加◆、チクングニア熱、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MER Sコロナウイルスであるものに限る。別表第二において単に「中東呼吸器症候群」という。）、 Deng熱、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清亜型がH五N一又はH七N九であるものに限る。同表において「鳥インフルエンザ（H五N一・H七N九）」という。）及びマラリアとする。</p>	<p>(政令で定める検疫感染症)</p> <p>第一条 検疫法（以下「法」という。）第二条第三号の政令で定める感染症は、ジカウイルス感染症、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。別表第二において単に「新型コロナウイルス感染症」という。）、チクングニア熱、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MER Sコロナウイルスであるものに限る。同表において単に「中東呼吸器症候群」という。）、 Deng熱、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清亜型がH五N一又はH七N九であるものに限る。同表において「鳥インフルエンザ（H五N一・H七N九）」という。）及びマラリアとする。</p>
-その他-	
施行日：令和 2年 2月 1日	
<p>別表第二 （第二条関係）</p> <p>〔注：ここに表示されていた表は出力されませんでした。この表はオンライン画面でご覧下さい〕</p>	<p>別表第二 （第二条関係）</p> <p>〔注：ここに表示されていた表は出力されませんでした。この表はオンライン画面でご覧下さい〕</p>
-改正法・附則・題名- ～令和 2年 1月28日 政令 第12号～	
施行日：令和 2年 2月 1日	
◆追加◆	附 則（令和二・一・二八政一二）
-改正法・附則- ～令和 2年 1月28日 政令 第12号～	

施行日：令和 2年 2月 1日

◆追加◆

この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日〔令和二年二月七日〕から施行する。
